

ドラグ・ショベルを貨物自動車の荷台に積み込む際、ドラグ・ショベルが荷台から転落し、ドラグ・ショベルの運転士が死亡した


発生状況

道路改良工事の土砂仮置き場で、ドラグ・ショベルを貨物自動車の荷台に積み込む作業をしていた。その際、道板や盛土などを使用せず、ドラグ・ショベルのバケットで貨物自動車の荷台を押して前方を浮かせて載せ、アームを180度旋回して後方の地面をバケットで押して後方も荷台に載せようとした。旋回中にドラグ・ショベルはバランスを崩し、後方に横転し、ドラグ・ショベルの運転者が投げ出された。被災者は、ドラグ・ショベルのヘッドガードと地面の間に頭を挟まれ、病院に救急搬送されたが、間もなく死亡した。

なお、被災者はシートベルトも保護帽も着用していなかった。

原因

- ・ ドラグ・ショベルの転倒・転落等を防止するためには、十分な長さ・幅・強度を有し、かつ適切な勾配を有する道坂・盛土・仮設台等を使用していなかったこと
- ・ ドラグ・ショベルを用いた作業や搬入出を行うにあたり、作業場所の状況を調査し、使用する機械の種類や能力等に応じた運行経路等の作業計画をあらかじめ定めていなかったこと
- ・ 特定元方事業者および関係請負人の労働者が同一の場所で作業を行っていたにも関わらず、作業者間の連絡調整を行わないままドラグ・ショベルの移送作業が行われたこと
- ・ ドラグ・ショベルの転落により運転者に危険が生ずるおそれがあるのに、運転者にシートベルトを使用させていなかったこと
- ・ ドラグ・ショベルの運転者が、保護帽を着用していなかったこと

対策

- ・ ドラグ・ショベルの移送を行う場合は、原則として専用の重機搬送車を使用すること。やむを得ず貨物自動車等を使用する場合は、ドラグ・ショベルの転倒・転落等を防止するために、十分な長さ・幅・強度を有し、かつ適切な勾配を有する道坂・盛土・仮設台等を使用することにより、安全な積卸しを行うこと。（ドラグ・ショベルを直接、貨物自動車等の荷台に乗り入れる方法による移送は行わないこと。）
- ・ 作業場所の状況を調査し、使用する機械の種類や能力等に応じた運行経路等の作業計画をあらかじめ定めること
- ・ 特定元方事業者において、その労働者および関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることにより生じる労働災害を防止するため、作業者間の連絡調整を行うこと
- ・ ドラグ・ショベルの運転者に、シートベルトの使用を徹底させること
- ・ ドラグ・ショベルの運転者に、転倒等による危険に備え保護帽を着用させること

業種	道路建設工事業	
事業場規模	1~4人	
機械設備・有害物質の種類 (起因物)	掘削用機械	
災害の種類(事故の型)	墜落、転落	
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数	死者者数：1人 不休者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	安全措置の不履行	

NO.101638